

令和5年10月1日以降、県収入証紙が廃止され、 手数料の支払方法が変更になります！

収納専用窓口でのお支払い方法

1. お支払い時に必要なバーコード※を入手します。

※受付担当課から配布する岡山県手数料等（POS）納付連絡票や申請書等へ表示するなど、手続きによって異なりますのでご注意ください。



2. 収納専用窓口でバーコードを見せて、手数料をお支払いください。



・現金

・クレジットカード



Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS

・コード決済

PayPay、楽天Pay、d払い、auPay、メルペイ、ゆうちょPay



3. 納付済証を受け取り、申請書に貼って、受付担当課に提出してください。



■収納専用窓口 ※知事部局関係のみ掲載

施設名	所在地
本庁	岡山市北区内山下2-4-6
備前県民局	岡山市北区弓之町6-1
備前県民局（税務部）	
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17
備前保健所東備支所	和気郡和気町和気487-2
東備地域事務所	
備中県民局	
備中県民局（税務部）	倉敷市羽島1083
備中保健所	
備中保健所井笠支所	笠岡市六番町2-5
井笠地域事務所	

施設名	所在地
備北保健所	高梁市落合町近似286-1
高梁地域事務所	
備北保健所新見支所	新見市高尾2400
新見地域事務所	
美作県民局	津山市山下53
美作県民局（税務部）	
美作保健所	津山市椿高下114
真庭保健所	真庭市勝山591
真庭地域事務所	
美作保健所勝英支所	美作市入田291-2
勝英地域事務所	
岡山市保健所	岡山市北区鹿田町1丁目1-1
倉敷市保健所	倉敷市笹沖170

※各県民局の税務部、岡山市保健所、倉敷市保健所など一部の窓口は、特定の手数料収納のみの
お取扱いとなりますので御了承ください。

ご不明な点は、店舗・営業所を所管する保健所にお問い合わせください。
＜岡山県保健医療部医薬安全課＞

未使用証紙の買取り方法（10月1日以降）

未使用の収入証紙がお手元にある場合は、次のとおり買取りいたします。

1. 請求書に必要な事項をご記入の上、未使用の収入証紙と合わせて出納局会計課までご提出ください。
※郵送による請求も可能です。

送付先 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6
岡山県出納局会計課総務班 収入証紙買取担当者あて

2. 請求書に記載の口座に**2週間程度でお振込み**いたします。
請求書様式は10月に会計課ホームページに掲載します。

ご注意ください！！

買取期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日の5年間となります。

なお、9月30日以前であっても、証紙を誤って購入した場合や使用の見込みがない場合など、随時買取りを行っておりますので、会計課ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県出納局会計課総務班 収入証紙担当者

☎ 086-226-7528

<https://www.pref.okayama.jp/page/867134.html/>



©ももっち・うらっちと仲間たち

